

平成 25 年度新宿区外部評価委員会第 2 部会 第 6 回会議要旨

<開催日>

平成 25 年 6 月 25 日（火）

<場所>

区役所本庁舎 6 階 第 4 委員会室

<出席者>

外部評価委員（5 名）

平野部会長、金澤委員、小菅委員、小山委員、鱒沢委員

事務局（2 名）

中山行政管理課長、担当 1 名

説明者（1 名）

高齢者福祉課長

<開会>

【部会長】

第 6 回第 2 部会を開会します。

本日は前回に引き続きヒアリングを実施します。

対象となる事業は、高齢者福祉課の所管する経常事業 246「介護予防事業の実施」、220「老人福祉施設への入所措置」、225「徘徊高齢者等緊急一時保護」、226「高齢者緊急ショートステイ事業」、247「高齢者総合相談センター事業」、215「シルバーピア（高齢者集合住宅）の運営」、219「都市型軽費老人ホーム建設事業助成等」の 7 つになります。

高齢者福祉課に対するヒアリングは今年度 2 回目となりますので、趣旨の説明、委員の紹介等は省略いたします。

本日の進め方についてですが、関連の深い事業ごとに「246」、「220」、「225、226、247」、「215、219」の 4 つのグループに分けて質問・質疑を行いたいと思いますがいかがですか。

<異議なし>

ではそのように進めたいと思います。

では、最初に 246「介護予防事業の実施」についてご説明をお願いします。

【説明者】

よろしくをお願いします。

まず、本日はご説明します事業の、区の施策体系における位置づけをご説明します。

新宿区総合計画におけるまちづくりの基本目標の一つ「Ⅲ 安全で安心な、質の高いく

らしを実感できるまち」を実現するための個別目標の一つに、「1 だれもが互いに支え合い、安心してらせるまち」があります。本日ご説明する 7 つの事業は、この個別目標を実現するための基本施策の一つ、「① 高齢者とその家族を支えるサービスの充実」のもとに展開しています。

体系については以上です。

続いて、個々の事業についてご説明します。

最初に 246「介護予防事業の実施」についてです。

介護保険法に基づく地域支援事業の 1 つで、要支援・要介護状態になる可能性が高い高齢者や、元気なうちから介護予防に取り組もうとお考えの高齢者を対象に実施する事業です。

介護予防に取り組むことで、要支援・要介護状態になることをできる限り防いでいくことを目的にしています。

この事業は、246-1「生活機能評価事業」、246-2「介護予防教室」、246-3「介護予防普及啓発事業」、246-4「介護予防普及啓発事業」、246-5「地域介護予防活動支援事業」の 5 つの予算事業で構成されています。

246-1「生活機能評価事業」は、二次予防事業対象者を把握し、介護予防への取組を勧奨することで介護予防を推進するものです。「二次予防事業対象者」とは、介護保険認定での要支援及び要介護状態に移行するリスクの高い高齢者のことです。なお、新宿区では二次予防事業対象者のことを「パワーアップ高齢者」と呼んでおります。

事業手法としては、区の健康診査と同時に生活機能評価を実施し、その結果から抽出した対象者に対し、介護予防に取り組む勧奨通知をお送りしているほか、区の健康診査を受診しない被用者保険加入者のうち、65 歳から 75 歳の区民に対しては、「基本チェックリスト」をお送りし、その回答書で基準に該当した場合に生活機能評価を受けることを推奨し、二次予防事業対象者の選定を行っています。

これらの仕組みにより二次予防事業対象者に選定された方に対しては、後ほどご説明する介護予防教室への勧奨を行う流れとなっております。

事業の主な経費は、生活機能評価に要する新宿区医師会への委託料です。

246-2「介護予防教室」は、先ほどご説明した生活機能評価により二次予防事業対象者と選定された高齢者に対して、区長名で介護予防事業結果報告書をお送りし、あわせて、前向きなイメージを持って介護予防に取り組んでいただけるよう、「介護予防への御招待状」と銘打ったパンフレットをお送りしております。さらに、地域の高齢者総合相談センターから対象者に電話をかけ、介護予防への取組について説明するなど、参加勧奨の積極的な働きかけを行っているものです。

参加希望者に対しては、リスクに対応した介護予防教室をご紹介しており、現在は運動機能向上、口腔機能向上、低栄養改善、総合予防改善などを目的とした教室を開いております。各教室では参加者の生活機能に合った改善への取組方法等をご紹介しております。

本事業の主な経費は、それらの教室を実施する委託事業者への委託料です。

二次予防事業対象者向けの介護予防教室について本人負担はありません。一般高齢者を対象とした介護予防教室については、参加1回につき100円の利用料を徴収しています。

246-3「介護予防普及啓発事業（一般高齢者普及啓発事業）」は、区民及び関係者を対象に介護予防の意義、必要性、内容等について普及啓発を図ることを目的とした事業です。

介護予防普及講演会の実施や介護予防冊子の配布、一般高齢者を対象とした介護予防教室の実施、平成21年度に制作した「新宿いきいき体操」の普及などにより、日常的な介護予防の取組とその継続を図っていくものです。

新宿いきいき体操講習会では、区と、体操普及を行う「新宿いきいき体操サポーター」（以下「サポーター」という）が協働して区民への啓発を行っております。サポーターの育成、指導は基本的に区が行っており、サポーターのスキルアップのための研修を介護予防専門業者に委託しています。

本事業の主な経費は、各教室の実施に要する委託料です。

246-4「介護予防普及啓発事業（認知症・うつ・閉じこもり予防事業）」は、これも生活機能評価の結果、認知症・うつ・閉じこもり予防が必要とされた高齢者に対し、その状態を把握することで、認知症等の早期発見、早期改善を図ることを目的にしているものです。

具体的には、認知症・うつ・閉じこもり予防が必要とされた高齢者に対し、一般高齢者対象の介護予防教室の案内パンフレットを送付し、希望者には認知症・うつ・閉じこもりの改善を図る介護予防教室への参加や、高齢者総合相談センターの相談へつなげています。

その他、地域で活動している自主グループに対し、認知症予防の専門講師を派遣する認知症予防出前講座なども実施しています。

なお、本事業は平成23年度まで健康部で実施していましたが、24年度より福祉部の所管となっております。

246-5「地域介護予防活動支援事業」は、地域での介護予防活動を支援することを目的とした事業です。おたっしや運動出前講座や自主グループ交流会、体力・脳年齢測定などを行うことで、介護予防への取組の活性化、介護予防の地域づくりや参加を推進しています。おたっしや運動出前講座というのは、地域で活動している高齢者のグループに対して介護予防運動の講師を派遣し、介護予防活動のきっかけづくりや活動の活性化を図っているものです。自主グループ交流会というのは、地域で介護予防活動を行っているグループのネットワークづくりなどを行っているものです。体力・脳年齢測定というのは、シニア活動館や地域交流館など、地域の高齢者が利用する施設において測定事業を行い、測定結果に基づき、改善や維持を図るため、介護予防へ取り組む動機づけ、参加を推進しているものです。

予算事業の説明は以上です。

次に評価の内容等についてご説明します。

総合評価は「適切」と評価しました。

今後の方向性は「継続」です。高齢化率の増加に伴い、一般高齢者体操教室の充実を図

るとともに、介護予防教室終了後も地域で介護予防に取組めるよう、地域介護予防活動を支援する事業の充実を図っていきます。

介護予防事業の実施について、説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

ご意見、ご質問等のある方はどうぞ。

【委員】

生活機能チェックシートの配布はどのような方法でやっていきますか。

【説明者】

郵送により配布しています。

生活機能チェックシートを利用することで、ご自身の状況について正確に把握することで、介護予防に取組むきっかけ、意識づけになればと考えております。

【委員】

こういうものは、グループでやると結構おしゃべりしながら活用できるのだけど、1人だと嫌がるのですよね。チェックすること自体に抵抗がある。

【部会長】

家で、1人でやると何か突きつけられるような感じがしてしまうかもしれませんね。

【委員】

それから、チェック表が送られてくると、よほど悪いから来たのではないかという印象があるのですよね。それが怖いというか、どきっとしてしまう。

【説明者】

そういったこともあると思います、我々としても前向きなイメージを持っていただけるよう「御招待状」という表現をしております。「いつでも生き生き生活、介護予防の取組について」といったご案内もお送りしておりますが、どうしても後ろ向きにお考えになる方も多くいらっしゃいます。介護予防は、要支援・要介護にならないよう、元気な状態を維持していただく、言うなれば健康増進、健康保持と同じ感覚でやっていただければと思っています。拒否感が前面に出ないように取り組んでおります。

【委員】

保健センターや保健師さんとの関わり、連携などは取っていますか。

【説明者】

現在は、特に関わりはありません。

【委員】

高齢者総合相談センターが中心ですか。

【説明者】

はい。

【委員】

毎年送られてくるものなのですか。

【説明者】

状態は変化しますので毎年送っております。

【委員】

要支援・要介護にならないよう取り組んでいただいている事業ですが、さらにいえばこのチェックにも引っかけられないのが理想ですよね。そのためには、いかに早期に呼びかけをして、より若い段階から取り組んでもらえるかがカギになると思います。

それから、様々な事業でいえますが、男性が引っかけこない傾向があるかどうかと思います。この事業もその傾向があるのでしょうか。

【説明者】

まず、高齢者福祉課には高齢者事業係という係があります。こちらでは高齢者の方、高齢者クラブ、敬老会、いきいきハイキング等様々な事業を通して、高齢者の方の元気づくりを支援しております。

今後も、事業支援と介護予防の取組の両面で対応を取っていきたいと思っています。

なお、こういった活動への参加状況ですが、男性の参加は大体 2 割程度までようやく伸びてきましたが、お見込みのとおり女性の方が大変多いです。

【委員】

介護予防が大事だという意識は依然に比べ上がってきているものの、一方で、各予算事業の事業実績をみても、意識づけがなかなかできない人たちも未だ大勢いるように見受けられます。おそらくその多くが男性であるように思いますが、頭ではやらなければいけないと思っているけれどきっかけがないのではないのでしょうか。今後どのようにアピール、啓発、意識づけをしていくのが課題だと思われます。

提案なのですが、目に見える形で努力している人たちを評価するシステムというものは現在ないと思います。そういったものは検討できないのでしょうか。

【委員】

関連で、男性の参加の喚起を促すためには活動内容への配慮も必要だと思います。現在の高齢者クラブや地域のセンター等の活動内容は折り紙、塗り絵、手芸等、女性の好む傾向にあるものが非常に多い印象があります。もう少し、団塊の世代の男性へのアピールとなる活動内容は検討できないのでしょうか。

【説明者】

まず、折り紙などについては高齢者クラブの活動など、地域の中で行っている活動の一つではないのかと考えております。お見込みのとおり男性の参加を促すためには、興味を持ってこういった活動に参加していただけるよう、中身をしっかりと工夫する必要があるため、当事業においても工夫を凝らしていきたいと思っています。

次に、努力されている方への評価についてです。介護予防活動というのは、委員もおっしゃっていたとおり自分に戻ってくる、ご自身のためにやっていただくものですが、周り

に評価してもらうことがやる気につながり、多くの方を引き寄せ、実績につながるものかもしれませんので、今後検討したいと思います。

【委員】

要望ですが、65歳前後の男性の参加の喚起を促すよう、団塊の世代にターゲットを絞って、閉じこもりになることを防止できるよう、将来を見据えて考えてほしいと思います。知的好奇心を充足させるような事業に焦点を合わせるとか、スポーツ、レクリエーション、アウトドアなど、元気な男性が興味を持つようなプログラムを検討してほしい。

【説明者】

今後の取組の工夫として、ご意見を参考にしたいと思います。

【委員】

事業の目標・指標について、「介護予防に関心のある高齢者の割合」というのはどうやって算出しているのでしょうか。

【説明者】

高齢者の保健福祉計画を策定するときに地域の調査を行いますが、その中で項目としてこれを落とし込んでおります。今年度も次期の計画策定に向けて調査を行う予定ですので、そういった中で介護予防に関心のある高齢者の割合等も調査していきます。

【委員】

246-3について、一般高齢者対象介護予防教室の活動実績が、8,719人に対し14の教室を実施と、単純に計算すると1回の教室に400人以上が参加しているように見えます。

そうすると、かなり広いところでかなりの人数が集まってやっていることとなりますが、実際にはどのように行われているのでしょうか。

【説明者】

14教室というのは、14種類の教室を行ったというもので、それぞれが年に4回ずつ実施しております。

【委員】

わかりました。それでも1回150人ぐらいで結構多いと感じますね。もちろん十分なスペースを確保したところであれば問題ないものと思います。

関連して、この事業には新宿いきいき体操サポーターの普及啓発活動というのがあります。先ほどの男性を取り込んでいくということであれば、男の方がインストラクターにするというのはいい機会になるのではないのでしょうか。

それから、新宿いきいき体操のサポーターさんたちが主催している教室がシニア活動館などで行われておりますが、あれは自主的にやっているものなのではないのでしょうか。また、区はサポーターさんの活動をどのように、どういう部分で支援し、協働しているのでしょうか。

【説明者】

新宿いきいき体操はCDも制作しており、区においても区の運動イベントのときに、まずこの体操を行ってからウォーキングするなど活用しております。

まちの中では 200 名ほどサポーターがおりますが、やはり割合としてはサポーターも女性の方が多く状況があります。できるだけ男性に参加していただけるよう、工夫を凝らしていきたいと思います。

区のサポーターへの支援についてですが、サポーターの研修、指導を継続的に行っているほか、区がシニア活動館などでサポーターと共催で行っていただけるよう、橋渡しを行うといったことがあります。

【委員】

関連して、サポーターは大きいものと、レガス祭り、スポレク祭り、レクリエーション祭りなどで、このいきいき体操をやっておりますが、余り区役所の方は来ておらず、団体の方がすごく熱心な印象があります。

【委員】

私もそう思います。区は、サポーター養成講座などサポーターの研修、育成は行っていますが、その後、サポーターになられた方の地域における自主活動については任せっ放しに見えてしまう。いきいき体操は、それをきっかけに別の運動につなげるなど、かなりアクティブな活動に発展していただける可能性があると思います。それを区としてどのように支えていくおつもりなのかをお伺いしたい。

【説明者】

お見込みのとおり、この新宿いきいき体操は準備運動の代わりに取入れられており、その後の発展した取組につなげていくことのできるいいツールだと捉えております。そのため、今後様々な機会にこれをお披露目しながら、今後他の事業などに、あるいはそのときの準備運動に取り入れてもらうことで広めていきたいと考えています。例えば最近ですと、シニア活動館のオープニングの時にこれをやっていただきました。

区としても、この新宿いきいき体操を地域内のコミュニケーションツールの一つとして捉えていただけるよう、今後研修などもそういった部分をより充実させる方向で考えています。

【委員】

総合評価、又は事業の方向性をみると、今後の認知症対策に関する視点がないように見受けられますが、どのようにお考えでしょうか。

【説明者】

個別の予算事業の中には 246-4「介護予防普及啓発事業（認知症・うつ・閉じこもり予防事業）」がありますので、そちらに記載されている内容を、経常事業評価シートにも織り込んでいけるよう、工夫したいと思います。

【部会長】

他にはいかがでしょうか。

では続いて 220「老人福祉施設への入所等措置」について、ご説明をお願いします。

【説明者】

はい。

高齢者の心身の健康保持及び生活の安定についてご相談に応じ、必要により老人ホーム入所等の措置を行うことで、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とした事業です。

経済上、心身上、又は環境上のご事情により、ご家庭で生活することが困難となった 65 歳以上の方に対し、養護老人ホームへの入所措置を行っています。また、やむを得ない理由で介護サービスを利用することが困難な高齢者の方に対し、特別養護老人ホームへの入所措置を行っています。

この事業は、諸事情によって地域で生活することができなくなった高齢者の生活を、老人ホームへ入所措置することにより保障するものです。生活上の様々な困難を抱える高齢者の大きな受け皿となっており、福祉事務所機能になりますが、老人福祉法により行政による実施が義務づけられている事業です。

事業の目標、指標については、養護老人ホーム、特別養護老人ホームへの措置入所者数を指標にしており、24 年度末の状況では養護老人ホームへの措置数が 316 人、特別養護老人ホームへの措置数が 8 人となっているものを、29 年度末には、養護老人ホームへの措置数が 340 人、特別養護老人ホームへの入所者数が 13 人とすることを目標としております。

本事業の主な経費としては、養護老人ホームや特別養護老人ホームへの措置に係る生活費、介護費などの費用として、国民健康保険団体連合会を通じて区が措置をした施設に支払う扶助費となっております。

事業全体の総合評価としては「適切」と評価し、事業は「継続」としてしております。今後の改革改善の内容としては、当事業の対象者に対して入所判定会議やケース検討会議等を通じて組織的かつ重層的にアセスメント（評価、査定）を行い、措置による入所等の必要性を精査していきます。また、軽費老人ホームやサービスつき高齢者住宅など、他の施策や他の社会資源の活用も進めていきます。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

ご意見・ご質問のある方はどうぞ。

【委員】

区内にそういった施設はあるのでしょうか。

【説明者】

区内にもありますし、区外にももちろんあります。

【委員】

区外の方が多いのでしょうか。

【説明者】

そうですね。

【委員】

事業評価の「目的または実績の評価」の中で、「虐待等含めて 24 年度 50 人がホーム入所」

と書かれていますが、虐待を原因とする方は多いのでしょうか。

【説明者】

24年度に入所措置を行ったおよそ50人のうち、大体4分の1程度が虐待絡みでした。

【委員】

24年度末の在籍人数316人が入所されたルートはどのようなものが多いのですか。高齢者総合相談センター、民生委員、直接本人等があるかと思いますが。

【説明者】

生活保護の担当課から、主にホームレスの方で住居に困っていて、なおかつ集団生活が何とかできそうな方たちの申請というのが、およそ半分で圧倒的に多くなっております。次いで高齢者総合相談センター、民生委員さん、各関係機関を通じての相談となります。

【部会長】

他にはいかがでしょうか。

では続いて、225「徘徊高齢者等緊急一時保護」、226「高齢者緊急ショートステイ事業」、247「高齢者総合相談センター事業」について、3つまとめてご説明をお願いします。

【説明者】

はい。

まず225「徘徊高齢者等緊急一時保護」についてです。

緊急保護を要する徘徊高齢者等を、24時間対応可能な宿泊施設で保護し、その後介護者や必要なサービスにつなげていくことを目的とした事業です。

具体的には、区内で保護された概ね65歳以上の徘徊者や身元不明者で、やむを得ない事情で緊急保護が必要な高齢者等を宿泊施設で一時的に保護するものです。

区内2か所の宿泊施設に業務委託をし、各1ベッド、計2ベッドを確保しています。

事業の目標・指標ですが、徘徊高齢者等緊急一時保護事業利用者数を指標とし、24年度末の状況では29人となっているものを、30人とすることを目標としています。

本事業の主な経費としては、ベッド確保をしている委託事業者に対する委託料です。なお、このサービスを利用した場合の本人負担は、1日の利用について400円です。これは委託事業者と契約しているベッド確保利用料4,000円の約1割相当です。

事業全体の総合評価は「適切」と評価し、方向性は「継続」としています。今後の改革改善の内容としては、徘徊高齢者の保護に係る警察等関係機関との連携や、委託先施設との連携はスムーズに行われており、確保ベッドの空きがない場合の関係機関との連携体制などを今後充実させていきたいと考えております。

225については以上です。

続いて226「高齢者緊急ショートステイ」についてご説明します。

介護者が、病気や入院、冠婚葬祭などの理由により、緊急に要介護者の介護ができなくなった場合に、要介護者の生活の場を一時的に保障し、その在宅生活を支援するものです。

具体的には、有料老人ホームのベッドを年間にわたり確保して、新宿区に住所を有する

要支援及び要介護認定高齢者であって受け入れ先がない方や、医療措置が必要な要介護高齢者のうち、介護保険サービスによるショートステイの受け入れ先が見つからない方、高齢者の虐待により保護が必要な方を対象に、緊急時における要介護者の生活の場として、1回7日以内の利用に供するものです。

事業の目標・指標ですが、緊急ショートステイ事業利用者数を指標にしており、24年度末の状況としては100人のところを29年度末に約1割増の110人とすることを目標としております。

事業の経費としては、委託事業者に対するベッドの確保と、利用した場合の介護に要する委託料です。利用者には、1日の利用について、生活保護受給者については1,670円、一般利用者については3,000円を負担していただいております。

総合評価は「適切」と評価しております。方向性は「継続」です。

今後の改革・改善の内容としては、現在2施設6ベッドにて事業を行っておりますが、高齢者人口増加に伴い、本事業の需要が高まることが予想されますので、施設サービスの継続的かつ安定的な供給のために委託契約施設を増やすなど、介護保険の短期入所サービス、いわゆるショートステイの体制整備と整合性を図りながら、改善に取り組んでいきます。

226については以上です。

続いて247「高齢者総合相談センター事業」についてご説明します。

高齢者総合相談センターというのは、介護保険法に基づく地域包括支援センターを指しています。新宿区では地域で暮らす高齢者を介護、福祉、健康、医療など、様々な面から総合的に支えることを目的とする、高齢者のための総合的な相談窓口であることをわかりやすくするため、「高齢者総合相談センター」という名称を用いております。

高齢者総合相談センターのパンフレットなどにはサイの図柄が用いられておりますが、これは、「ご相談ください」の「サイ」として、新宿区の形をヒントにした高齢者総合相談センターのイメージキャラクターです。

本事業は、区内10か所に高齢者総合相談センターを設置して、介護保険法に掲げる総合相談等の包括支援事業を行うことにより、高齢者が住みなれた地域で、健やかに質の高い暮らしを続けられるよう支援することを目的としております。現在の設置状況は、区役所内の高齢者福祉課が基幹型の高齢者総合相談センターとして1か所、新宿区内に特別出張所の管轄区域を担当エリアとする社会福祉法人や株式会社に委託をしている委託型の高齢者総合相談センターを9か所、合計10か所を配置しています。

各高齢者総合相談センターでは、社会福祉士や主任マネージャー、保健師等の専門職がチームとなって総合的に高齢者を支援しています。

主な業務内容としては、介護予防のマネジメントや総合相談、高齢者の虐待防止、早期発見などの権利擁護、さらにケアマネージャー支援などの包括的、継続的ケアマネジメントです。

事業の目標・指標ですが、全ての高齢者総合相談センターにおける相談件数を一つの指標にしています。24年度末の状況では4万1,526件となっており、29年度の目標もほぼ同様の4万2,000件としております。

本事業の経費としては、委託型9か所の委託事業者に対する委託料です。

総合評価は「適切」と評価し、方向性は「継続」です。

改革改善の内容としては、今後は基幹型高齢者総合相談センターの役割を明確にすることと、区内9か所の高齢者総合相談センターが提供するサービスについて、より高いレベルでの標準化を図るため、人材育成への取組をより一層充実させていくことです。

3事業についての説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

225「徘徊高齢者等緊急一時保護」について、通報、連絡はどこから最も多く入るのでしょうか。

【説明者】

警察からの連絡が最も多くなっております。

警察がこういった高齢者の方を一時的に保護して、夜間の場合ですと区役所の宿直等を通じて私どもの方に連絡があつて、そこから施設に連絡をして警察からその方を連れてもらうという対応を取っています。

【部会長】

最終的にはご家族が引き取られるケースが多いのですか。

【説明者】

ご家族と一緒にあれば、最終的にはそちらにお引き渡しします。

【部会長】

ひとり暮らしの場合はどうされるのですか。

【説明者】

ひとり暮らしの方の場合には、まず身内の方がいらっしゃるかどうかお調べし、離れてお住まいの息子さんや娘さんが捜索願を出されていればご親族等に引き渡します。連絡先がわからない場合については、その方を帰した時にどんなサービスが必要なのか高齢者総合相談センターと検討し、再度保護されることのないよう対策を練っています。

【委員】

身元がわからない場合もあるのですか。

【説明者】

はい。

【委員】

24年度に保護された29名に、性別、住所など傾向は何かありましたか。

【説明者】

やはり認知症で徘徊をされている方が多くなっておりまして、ご本人に聞いても状況がよくわからないことが多く、新宿区民でない方も含まれております。といいますか、新宿駅はいろいろな路線の終点になっているため、そこで降りてきてそのまま新宿駅西口の地下の交番で保護されて、新宿警察から区に連絡が来る方が圧倒的に多いので、ほとんどが区外の方となっております。ちなみに、逆に新宿区民の方が行方不明になって、地方で発見されることもあります。

正確な男女比はとっていませんが、ここ1、2年は女性の方も結構増えており、およそ半々か、若干女性の方が多い印象を持っております。

【委員】

24年度全体で29人というのは少ないように感じますが、徘徊高齢者というのはその程度なのでしょうか。

【説明者】

実際に徘徊をされている高齢者の方はもっと多いと思います。29人というのは、その中で私どもの宿泊施設に一時保護した人数です。例えば平日昼間に保護された方で、すぐに連絡がついた方などは含まれておりません。

【委員】

お一人の宿泊数は大体どのくらいなのですか。

【説明者】

ご家族やお身内の方がいらっしゃって、捜索願を機敏よくお出しになっていれば、保護してから大体3日以内にご家族に引き渡せますが、一部相当程度延びている方もいらっしゃいます。先ほどお話しした、身元不明で対応を今検討する必要があった場合などは、お1人について1か月、2か月とになってしまう場合もあります。

そういったこともあり、全体の平均をとると10日程度になってしまうと思います。

【委員】

ベッドが空いている時もあるのですか。

【説明者】

はい。

【委員】

宿泊先は、老人ホームとか高齢者の施設ですか。

【説明者】

高齢者の施設というよりは、NPO法人が自主的にやっている、主に生活保護を受けている方の受け皿になっているような施設です。

【部会長】

生活支援とか自立支援の対応をしている施設ですね。

【委員】

認知症でなくて徘徊している人もいるのですか。

【説明者】

徘徊ではありませんが、精神疾患をお持ちの方が保護されるケースなどがございます。

【委員】

247「高齢者総合相談センター事業」についてですが、本当に頑張っていたという印象を持っております。委託型のセンター9所について、社会福祉法人5か所、株式会社4か所に委託されているとのことですが、各センターが同じ高いレベルで対応できるよう、どういう手立てをしているのか、外部評価にどう取り組んでいるのか教えてください。

【説明者】

確かにそれぞれ9か所、一生懸命取り組んでいますが、どんなことでも差はあるわけですが、最低限のレベルを高めていく必要はあるものと考えています。

新宿区高齢者総合センターの大きな特徴の一つが、本庁舎に基幹型を持っているということです。基幹型の高齢者総合相談センターは、困難なケースに対応するほか、委託型の後方支援として、人材育成などの取組を重点に支援しています。

それから、平成22年度から、それまでのほぼ倍の職員を配置しております。認知症担当者、医療連携担当者を配置して、地域の中心的な相談機関としての機能を強化し、体制を整備しました。

高齢者総合相談センターは、地域に根差したきめ細やかな支援を実施しており、地域住民の方からの信頼も高い状況がございます。

次に、外部評価についてですが、今年度から高齢者総合相談センターについて外部評価を導入しております。その評価結果をもとに、来年、再来年と2、3年かけて、今後の各センターのレベルアップを図っていきたいと考えております。

【委員】

新宿区は高齢者総合相談センターと名称を変えましたが、他区市はどうなのでしょう。

【説明者】

まず名称ですが、多くは地域包括支援センターという介護保険法に基づく名称を使用しているものと思います。他の名称又は愛称を利用しているところだと、杉並区、世田谷区などがあるようです。

名称は、やはりわかりやすく、何の目的の施設なのかが明確になっている方がいいと考え、新宿区は高齢者の総合相談窓口ということを明確にするため、「高齢者総合相談センター」という名称を使用しております。

【部会長】

247「高齢者総合相談センター」の改革改善の内容について、基幹型センターの役割を明確化したいとのことですが、現在はどのようにしようとお考えですか。

【説明者】

やはり指導的な立場で各委託型の高齢者総合相談センターを支援していくことを明確に

し、委託事業者にも役割分担をしっかりと認識していただきたいと思っております。

【部会長】

緊急ショートステイについて、多分対象者は医療的措置が必要な方だと思いますが、医療的ケアで入院が必要なケースと、ショートステイに対応するケースの見極めはどのようにやっていますか。

【説明者】

原則、入院をされている方は対象ではありません。在宅で介護を受けている方が対象です。在宅で介護者が介護できる方であれば、緊急ショートステイとして、有料老人ホームでお預かりすることが可能であろうと考えておりますが、状況的に入院が必要であれば、介護者の方などにご相談をして、入院先をご紹介することとなります。

【部会長】

受付窓口は高齢者総合相談センターですか。

【説明者】

多くの場合高齢者総合相談センターが窓口になっていますが、ケアマネージャーさんからも介護保険のショートステイの利用が難しい状況でどうしても緊急に対応しなければいけない場合にはご相談を受けます。

【部会長】

ケアマネージャーの段階で分岐しているのですね。

【説明者】

はい。

【委員】

また高齢者総合相談センターについてですが、地域によって困難なケースが多く発生するところもあろうかと思えます。そこに対するケアなどはどのようにお考えですか。

【説明者】

お見込みのとおり、地域によって高齢者の数も違ってまいりますし、対応する内容や数にも違いはあろうかと思えます。

例えば相談件数でいいますと、23年度一番少ないところで年間1,800件、一番多いところで4,800件と、その違いは明らかです。もちろん中には軽微な相談や簡単な相談もありますので件数だけで判断することはできませんが、それぞれのセンターの実情などを把握したうえで対応することも考えていく必要があります。今後高齢者に係るケースは間違いなく増えてまいります。そのときに、どのように効率よく高齢者総合相談センターが対応していくか考える必要があります。

【部会長】

他にはいかがですか。

では、続いて215「シルバーピア（高齢者集合住宅）の運営」、219「都市型軽費老人ホーム建設事業助成等」についてご説明をお願いします。

【説明者】

はい。

ではまず 215「シルバーピア（高齢者住宅）の運営」についてご説明します。

この事業は、新宿区が指定する住宅、通称「シルバーピア」に、高齢者の生活援助等を行うワーデン又はL S Aを配置することにより、高齢者の居住の安定と福祉の向上を目的としております。

ワーデンとは入居者の生活協力員であり、L S Aとは生活援助員、ライフサポートアドバイザーのことです。

この事業は 215-1「シルバーピア（高齢者集合住宅）の管理運営（ワーデンの配置等）」と 215-2「シルバーピア（高齢者集合住宅）の管理運営（生活相談・団らん室の管理運営）」の 2 つの予算事業で構成されています。

215-1 は、シルバーピアに居住する高齢者に対し、ワーデンやL S Aを配置し、安否確認や緊急時の対応を行うほか、一時的な援助を行うことにより高齢者の居住の安定と福祉の向上を図ることを目的としております。

現在、16 か所のシルバーピアのうち 13 か所を 15 人のワーデンに委託し、残りの 3 か所についてはL S Aを派遣する介護事業所を運営する法人に委託をしております。

L S Aとワーデンの業務内容はほぼ同じですが、幾つか違いがあります。まずワーデンは資格を問いませんが、L S Aはヘルパー2級以上の資格を有すること。それから、勤務時間はワーデンが月曜から金曜までの朝 9 時から夕方 16 時までなのに対し、L S Aは月曜から土曜日の 9 時から 17 時となっております。それから、L S Aの場合、同建物内の一般高齢者入居者の相談にも応じるほか、障害者住居の入居者の緊急時対応も行うこととなっております。それから、大きな違いとして、ワーデンはシルバーピア内に居住しており、L S Aはシルバーピアに通勤をするということで、外から通っております。

双方とも、勤務時間外については緊急通報システムに切り替え、警備会社の対応をとっております。

本事業の経費としては、ワーデンやL S A配置に要する委託料となっております。

契約期間は、ワーデンもL S Aも 1 年単位としており、ワーデンはそれぞれそのワーデンとの個別契約、L S Aは入札により決定した介護事業所等の法人、現在は 1 社と契約をしております。

今後についてですが、シルバーピア居住者も、加齢に伴い、認知症で見守りが必要となるなど、事業開始当時では想定できなかった様々な課題が増えてきているなか、ヘルパー資格を有するL S Aを配置し、見守りを行うことは非常に重要となり、効果的な対応として考えているため、ワーデンが 65 歳で退職となるところから、順次L S A配置に切り替えていきたいと考えております。

215-2「シルバーピアの管理運営、生活相談・団らん室の管理運営」は、生活相談・団らん室を管理・運営する事業です。シルバーピア入居者を対象に、生きがい活動の拠点、

生活相談への対応、及び緊急時の対応拠点として生活相談・団らん室を整備することにより、福祉サービスの向上を図ることを目的としております。

シルバーピア 16 住宅のうち、団らん室のない 2 住宅を除いた 14 住宅の団らん室において、シルバーピア入居者間の交流、ピア入居者と一般の高齢者入居者間の交流、シルバーピア入居者あるいは一般高齢者入居者の生活相談、地域における良好なコミュニティづくりのための福祉・文化活動を目的とする団体への団らん室の貸出しなどを行っています。

予算事業の概要については以上です。

次に、評価の内容と今後の方向性についてご説明します。

高齢化が急速に進む中、ワーデン等の配置をすることにより、シルバーピア居住者を見守り、必要なサービスにつなげ、高齢者が住みなれた地域で暮らせるように支援することは今後ますます重要となってくることから、「総合評価」は「適切」と評価し、方向性は「継続」としてしております。

改革・改善の内容ですが、現状ではワーデンを L S A 配置に移行した場合、東京都からの補助金がなくなります。今後、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯がますます増えていくなかで、L S A を配置することにより、見守りがより充実していくこと、L S A の配置により、団らん室を活用し、一般高齢者入居者への相談等の対応や、ピア入居者とその他の高齢者居住者間の交流をしていくこと、障害者住居入居者の緊急時の対応などをしていくことが必要と考えているため、東京都に対して、L S A の配置を行った場合にも補助金が受けられるように要望していきたいと考えております。

215「シルバーピア（高齢者住宅）の運営」については以上です。

続いて、219「都市型軽費老人ホーム建設事業助成等」についてご説明します。

新宿区内において都市型軽費老人ホームの整備を促進するため、整備費の一部を助成することで、区における高齢者の安心な生活に寄与するものです。

都市型軽費老人ホームというのは、身体機能の低下により、自立した生活を営むことに不安があり、家族に援助を受けることが困難な方を対象に、食事の提供や入浴等の準備、相談や援助等、日常生活に必要な便宜を提供する老人福祉施設です。

都市型軽費老人ホームの整備費助成は、国や東京都が区を経由して行っております。なお、開設後の運営費の補助については、東京都が事業者へ直接行っております。

区は、区報やホームページなどを通じて事業者を誘致し、希望者に対して、区の要綱に基づき、中小企業診断士への委託により事業所の財政状況の調査を行い、適正と判断された場合、希望事業者に対して補助を行う、このような仕組みになっております。

現在、新宿区内にある都市型軽費老人ホームは、昨年 4 月 1 日に開設をした新宿区大久保の「ルミエールふるさと」1 か所です。

事業評価と今後の方向性については、「総合評価」は「適切」と評価し、方向性は「継続」としてしております。

改革・改善内容としては、今年度については都市型軽費老人ホーム建設予定案件がない

ため、当初予算では補助金を計上しておりませんが、引続き区報やホームページなどを活用しながら周知に努め、事業者を誘致してまいります。また、補助制度については、今後も国や東京都の制度を活用し、民設民営による整備を進めてまいります。

以上で説明を終わります。

【部会長】

ありがとうございます。

ご意見・ご質問のある方はどうぞ。

【委員】

シルバーピアというのは、区営住宅の中にあるものなのですか。

【説明者】

公営住宅には一般高齢者向けの住宅、障害者用住宅など様々ありますが、その中にシルバーピアがあります。

【委員】

お部屋がバリアフリーになっているのでしょうか。

【説明者】

それだけでなく、緊急通報システムがついており、緊急時はそれを押すことでワーデンやL S A等に通報が入るという仕組みもあります。

【委員】

ワーデンは1人につき何世帯ぐらい見ているのでしょうか。

【説明者】

施設によって異なりますが、大体10世帯から30世帯になります。

【委員】

ワーデンについて、13施設に対し15名というのはなぜですか。

【説明者】

ワーデンが入っているのは区営住宅が11施設、都営住宅が2施設ですが、都営住宅については規模が大きいため、そこについては2名を配置しております。

【委員】

ワーデンは、毎日見回りを行っているのでしょうか。

【説明者】

週に1、2回程度になります。

【委員】

用があったらワーデンに駆け込むとか、緊急通報システムが鳴ったらワーデンが行くというものなののでしょうか。

【説明者】

その他にも、日常のご相談受け付けたり、ワーデンを通じて私どもや高齢者総合相談センターに連絡があったりといったことがあります。

【委員】

LSAが配置されているのは全て区営住宅なのでしょうか。

【説明者】

はい。

【委員】

都営住宅、区営住宅とも入居には条件があると思いますが、ワーデンはその条件を満たされている方なのでしょうか。

【説明者】

ワーデンが入居する部屋については、別の基準を設けております。

【委員】

ワーデンが1年契約ということは、その方がしっかり役割を果たしているか、日頃の報告等も踏まえながら評価をされたうえで継続するか判断しているのでしょうか。

【説明者】

毎年、ワーデン本人に対し面談を行い、担当課長、係長臨席のもとで評価をしております。その結果に基づき、次年度以降も契約を考えることが基本ですが、ご本人の生活もありますので、変更の時期などについては協議・相談をしながら行っております。

【委員】

評価には世話を受ける高齢者さんの思いなども反映されているのですか。

【説明者】

そうですね、直接入居者に話を聞いたりはしませんが、ワーデンの定期的な巡回や緊急時の対応を通じてお話を聞くことなどがございます。

【委員】

ワーデンが団らん室も管理しているのですか。

【説明者】

はい。

【委員】

先ほど都営は戸数が多いとのことでしたが、どの程度でしょうか。

【説明者】

都営住宅が2施設で100戸ございます。

ちなみに、区営住宅が14施設で208戸となります。

【委員】

戸数そのものを増やすお考えはありますか。

【説明者】

住宅施策なので、私どもが直接所管するものではありませんが、住宅等ハードの整備は、経年によって建物自体が老朽化してくるほか、緊急通報システムなどについても保守が必要など、その後のランニングコストがかなりかかってきます。さらに、更新時期を迎える

と、そのときにどうするか、特にシルバーピアを設置している住宅に関しては、需要などをどのように反映させていくかが課題となります。

【委員】

シルバーピア、ワーデンなど聞きなれない言葉が多い事業ですよ。

【説明者】

おっしゃる通り、私どもがやっている事業にはなかなか親しみがない、普段使いなれていない名称がございます。

【委員】

219「都市型軽費老人ホーム建設事業助成等」についてですが、例えば土地は何坪とか、基礎条件がありますよね。今年度建設予定がない要因に、この条件が厳しいということはありますか。

【説明者】

まとまった土地が必要になりますので、そういった側面はあるのかもしれませんが。

【委員】

最低限度はどのぐらいですか。

【説明者】

まず、入所定員が5人以上20人以下というものがあります。それから、施設規模としては、一つのお部屋が7.43平米以上入居者分に加え、共用部分として食堂、浴室、宿直室などを設けなければいけません。

【委員】

大体土地が何平米あればいいのでしょうか。

5人から20人だから、中をとって10人とすれば、1人7.5平米というから、75平米、それに共用部分があるとすると、最低30坪ぐらいは必要ですよ。

【説明者】

ちなみに新宿区内にある1か所の規模は、入所定員20名で、敷地面積が約260平米、鉄筋造りの3階建てで建物の延べ床が450平米となっております。

定員数が少なくなっても共用部分は必要ですから、定員による違いはそれほどないと思います。

【委員】

新宿区内でそれだけの土地を提供して建てることは現実的でないように感じるのですが。

【説明者】

おっしゃる通り難しい状況にあります。そのため、東京都も促進を図るため今年度から整備を行うときの補助単価を上げ、これまでは入居1人当たり300万円、5人であれば1,500万円でした。それを400万円、5人であれば2,000万円に上げてきております。

都市型軽費老人ホームは、補助単価の補完があり、運営費に対する補助もありますので、比較的ほかのものと同様に安定した運営が見込めるのですが、そうはいつでも整備費等

はご用意いただく必要がありますので、新宿区でやるにはなかなかハードルが高い。どうしても土地が比較的安いところでの整備が進む傾向があります。

東京都は平成28年度末までに2,400人分の都市型軽費老人ホームの整備を行うことを目標にしていますが、24年度末の状況でまだ800人程度に留まっています。

戸数で言いますと、新宿は1か所に対し、墨田区3か所、江東区3か所、大田区4か所、世田谷区3か所、渋谷区1か所、中野区2か所、北区1か所、荒川区5か所、板橋区1か所、練馬区1か所、足立区2か所、江戸川区2か所、三鷹市2か所という状況です。

【委員】

でき上がってからの収入にも差があるのでしょうか。

【説明者】

そうですね。新宿の1か所は、生活保護、そういった方たちが対象になっておりますので、家賃は低く抑えられています。

【部会長】

215-1「シルバーピアの管理運営、ワーデンの配置等」についてですが、これはワーデン1人1人に対し、区からの業務を委託しているのですか。

【説明者】

はい。

【部会長】

219「都市型軽費老人ホーム建設事業助成等」についてですが、具体的にはどの程度需要があるのでしょうか。

【説明者】

需要に関しての調査ですが、先ほどご説明した、次期の高齢者の保健福祉計画策定に向けた調査の中で住まいに関する調査をやっておりますので、そこで需要を把握できればと思っております。

それから、現在私どもはシルバーピア、都市型軽費老人ホームのほかに、支援つきの高齢者住宅の整備に取り組んでおります。こちらも東京都が補助を使いやすく整備しました。今後は、例えば区有地なども活用した施設整備、住宅整備が進められればと考えております。

【委員】

確かに、そのような方向で検討しないと無理だと思いますね。他に東京都の保有地の活用なども考えられるのでしょうか。

【説明者】

東京都の土地ですと、貸していただく条件などがあり、いろいろ難しいですね。

【部会長】

他にはいかがですか。よろしいでしょうか。

では本日のヒアリングは以上で終了となります。

ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者退出>

【部会長】

経常事業評価のヒアリングは本日で終了となります。

次回からは計画事業のヒアリングとなりますので、引き続き宜しくお願い致します。

では本日は以上で閉会とします。

お疲れさまでした。

<閉会>